

維持管理計画書

1. 年間運転管理条件

1) 処理能力

110 (m³/日)

2) 運転計画

1日当たり 24時間

1年当たり 365日

3) 運転方法

施設の運転は24時間連続で行い、日中は週6日程度運転管理員が常駐する。浸出液の流入は手動で行い調整槽の推移を調整する。浸出液処理工程は自動運転にて行い、運転管理員は設備の稼働状況を監視し水質や設備の維持に努める。処理水槽に一時的に貯留し、定期的に車両にて場外の放流施設へ搬出する。処理行程にて発生した汚泥は遠心脱水機にて脱水処理後、一時的に貯留し定期的に車両にて最終処分場に搬出する。

4) 施設の日常保守管理

第3項維持管理基準に基づき保守管理を行うものとします。

2. 運転人員調書

職務	人数(人)	運営
施設長(ごみ処理施設と兼務) ※ごみ処理技術管理者	1	直営
技術員(ごみ処理施設と兼務)	1	直営
運転管理員(月曜～土曜 昼間 常駐)	1～2	委託
運搬車両運転員(月曜～土曜 昼間)	2～3	委託

3. 維持管理基準

一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準（最終処分場）及び公害防止委員会規則により施設の維持管理を行う。

点検内容を次の表に示す。

項目	点検（検査）内容	周 期				
		毎日	毎月	3ヶ月毎	毎年	適時
①飛散流出防止						○
②悪臭飛散防止						○
③火災防止						○
④鼠族類発生防止						○
⑤境界囲障の保持						○
⑥表示設備の保持						○
⑦擁壁等流出防止						○
⑧表面遮土工点検						○
⑨地下水等の検査	地下水（環境基準44項目）			○		
	河川水（環境基準31項目）				○	
	河川水（ダイオキシン）				○	
	電気伝導率及び塩素イオン		○			
⑩浸出液処理設備の維持管理	放流水の水質検査（放流基準41項目）			○		
	放流水の水質検査（放流基準6項目）		○			
	ダイオキシン類				○	
	浸出液処理設備の機能の状態	○				
⑪外周開渠保全						○
⑫覆土の保全						○
⑬調整池の保全						○
⑭残余容量の測定					○	
⑮その他						○

1. 一般廃棄物の飛散及び流出の防止に関する事項

一般廃棄物の飛散・流出防止に関する事項は、以下のような施設の配置計画及び対応・措置を講じるものとする。

- ・搬入時の一般廃棄物の飛散防止として、搬入車両は覆蓋付きを用いる。
- ・埋め立てた一般廃棄物の流出防止として下流部に、重力式コンクリート擁壁を設置する。
- ・また、埋立作業時における一般廃棄物の飛散・流出防止として、埋立エリアを最小限とし即日覆土を実施し、必要に応じて散水車を用いて散水を行う。
- ・退出時の一般廃棄物の飛散・流出防止として、埋立地からの退出車両は、最終処分場出入口に設置した洗車設備を必ず通り洗車して退場する。

2. 公共の水域及び地下水の汚染の防止に関する事項

公共の水域及び地下水の汚染の防止に関する事項は、以下のような施設の配置計画及び対応・措置を講じるものとする。

- ・主として降雨に起因し発生する浸出液（雨水等が廃棄物層内を浸透して流出する汚水）が埋立地に帯水しないよう、埋立地内に浸出液集排水施設を設置して速やか排除する。

（帯水させないことによる汚水地下浸透防止対策）

- ・浸出液集排水によって集水した浸出液を速やかに排除するために、導水設備並びに浸出液処理施設を設置し排水基準を遵守した処理をする。
- ・放流水の水質は、定期的に水質検査を行っており放流基準値以下に維持管理されているが、ごみ焼却施設の焼却燃焼装置冷却水として再利用していたため、放流基準規制項目以外の塩分濃度が高いため、放流する河川下流域の農作物への影響が考えられる。

塩分濃度が農作物に影響のない濃度になるには、5～10年間と予測しているため、農作物に影響のない濃度になるまでは、近隣河川への放流でなく遠賀川の河口近くに位置する遠賀・中間地域広域行政事務組合施設のし尿処理施設「曲水苑」（遠賀郡水巻町大字猪熊）の敷地内に放流のための設備を設け遠賀川の河口に合流する曲川に放流する。

なお、最終処分場からし尿処理施設へは、各施設に搬出入の貯留槽を設け処理水運搬車（10 t タンクローリー）にて運搬します。

（地下水等の水質悪化時の措置）

- ・地下水検査項目に係る水質検査の結果、水質の悪化が認められた場合は、水質の詳細な調査を始め水質悪化の原因調査の実施、新たな廃棄物搬入中止等の生活環境保全の措置を講じる。
- ・同様に、遮水工の損傷が認められた場合には、修復計画を立て修復する措置を講じる。

3. 火災の発生の防止に関する事項

火災の発生の防止に関する事項は、処理する一般廃棄物の種類が、焼却灰・不燃ごみ及び、粗大ごみの破碎処理後の不燃残渣で不燃物であるため、火災の発生は少ないと考えるが、以下のような施設の対応・措置を講じるものとする。

- ・埋立地ガスが埋立地内に滞留することのないよう、埋立地内にガス抜き施設を配置する。
- ・埋立地内では、火気厳禁とする。
- ・日々の埋立作業においては、廃棄物の埋立て後、覆土を行う。
- ・埋立作業機械には、消火器を常備する。
- ・浸出水処理施設には、消火器を設置する。
- ・浸出水処理施設内の設備機器類における電氣的過不可による火災防止のために、設備機器類を定期的に点検する。

4. その他最終処分場に係る災害の防止に関する事項

その他最終処分場に係る災害の防止に関する事項は、以下のような施設の配置計画及び対応・措置を講じるものとする。

- ・当該埋立地周辺には、埋立地設置のため切土法面が多く発生する。土質調査等をもとに、十分な安全率を見込んだ構造計算をおこない構造耐力上安全な設計で所定の敷地造成土工を行い、貯留構造物として天端高 114.0mまで土堰堤を立ち上げる。
- ・堰堤の最大盛土高は約 14mで、高さ1m水平排水用の不織布を敷設する。なお、土堰堤下部には前もって地滑り防止用の深層混合杭(セメント系)を打設しておく。
- ・法面には法面保護として厚層基材吹付けにより緑化し、法面崩壊による災害防止を計画をする。また、土堰堤北側には、雨水調整池及び管理道路を挟んで土留め擁壁(逆T型、重量式、ブロック積み)を築造する。
- ・最終処分場は、構成する施設が有機的に相互に機能することが必要であるため、各施設について定期的に点検を行い、異常が認められた場合には、調査・対策計画を立て補修・修理を行うなどの措置を講じ、災害防止に努める。